

ごみの減量・リサイクルと適正処理へのご協力をお願いします！



## 事業系ごみとは？

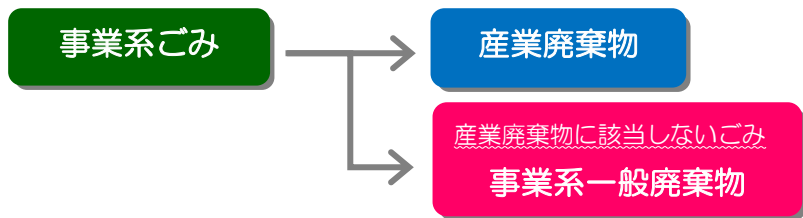
家庭生活から出るごみ以外のごみを指します。

例) 事務所、店舗、工場、病院、学校、福祉施設、保育園、官公庁、各種団体、農業に伴うごみ、保養所、自治会活動から出るごみ、マンションの管理行為によって出るごみ など

## 事業系ごみの基本的なルール

### ① 分別してください

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けてください



### ② 分別したごみは、それぞれ下記のとおり処理してください

#### 産業廃棄物

許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。

#### 事業系一般廃棄物

- ・許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
- ・排出者が直接持ち込む。

#### 注意！

事業系ごみは、家庭ごみの集積所へ排出することはできません。



## 分け方と処理方法



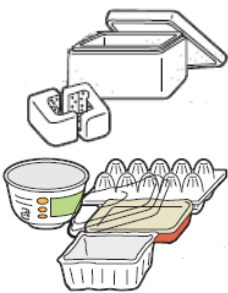
家庭ごみの分別とは違います

従業員が飲食したごみも、事業所で集めて処理する場合は、**事業系ごみ**となり、弁当パック等のプラスチック、ペットボトル、かんは**産業廃棄物**です。

### 主な産業廃棄物

#### 廃プラスチック類

- ・食品トレイ
- ・お菓子やパンの袋
- ・パック、カップ類
- ・発泡スチロール
- ・ペットボトル
- ・廃タイヤ
- ・農業用ビニール 等



#### 金属くず

- ・缶、一斗缶、ドラム缶
- ・事務机（金属製）
- ・フライパン、鍋 等



#### ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- ・びん
- ・ガラス製、陶器製食器
- ・鏡
- ・瓦 等



#### 複数の素材でできたもの

- ・コピー機、FAX機
- ・蛍光灯
- ・乾電池
- ・自転車
- ・小型家電製品 等



#### ◎処理方法

許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。

産業廃棄物の収集運搬業許可業者は、「一般社団法人滋賀県産業資源循環協会」のホームページ等で公開しています。取扱種類が限定されますので詳しくは各業者にお問い合わせください。

↓委託した業者をメモ

業者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 主な事業系一般廃棄物

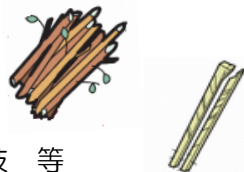
#### 生ごみ

- ・食品の食べ残し
- ・売れ残り
- ・調理くず 等



#### 木くず

- ・割り箸
- ・木製家具
- ・刈草、剪定枝 等



#### 紙くず

- ・紙おむつ
- ・ティッシュペーパー
- ・オフィス紙、シュレッダー（リサイクルできないもの） 等



#### 繊維くず

- ・ウエス
- ・作業着（合成繊維除く）
- ・布団（合成繊維除く） 等



#### ◎処理方法

手順① 事業系一般廃棄物を3種類に分ける。

- ◇ 可燃ごみ 長さ40cm未満で、透明袋に入るごみ
- ◇ 大型ごみ 長さ40cm以上で、透明袋に入らないごみ
- ◇ 刈草・剪定枝

手順② 市の処理施設に持ち込む。

- 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。  
マニフェスト交付(排出者→委託業者)
- 排出者が直接持ち込む。  
1回の搬入が200kg 以上の場合、マニフェスト提出(排出者→搬入施設)

#### 注意点

- ◇ 可燃ごみ
  - ・事前手続き不要(申出書不要)
  - ・透明袋使用
- ◇ 大型ごみ
  - ・搬入前日までに申出書提出
  - ・1日1回5点まで
- ◇ 刈草・剪定枝
  - ・搬入1週間前までに事前相談の上、申出書提出
  - ・搬入施設や受入量に制限あり

マニフェスト、搬入施設、一般廃棄物収集運搬業許可業者等、処理方法の詳細は市ホームページにも掲載しています。



紙ごみ等の減量やリサイクルにご協力ください。



一般廃棄物、申出書提出、その他分別等に関すること  
大津市環境部廃棄物減量推進課 まで  
大津市御陵町3番1号(新館3階)  
電話 077-528-2802

↓委託した業者をメモ

業者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_